

# 一般名処方の実施について



当院では、令和5年3月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

ジェネリック医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。※処方箋の記載方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じ薬を受け取ることができます。

## 「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減につながります。



処方せん	
（注）処方せんは、調剤薬局でのみ有効です。	
処方せん番号	
診療科	
医師	
薬剤師	
患者氏名	
性別	
年齢	
住所	
電話番号	
保険種別	
保険番号	
処方内容	商品名で記載 〇〇〇錠 10mg 1錠 分1 就寝前 7日分
調剤薬局	
調剤薬局番号	
調剤薬局名	
調剤薬局住所	
調剤薬局電話番号	

処方せん	
（注）処方せんは、調剤薬局でのみ有効です。	
処方せん番号	
診療科	
医師	
薬剤師	
患者氏名	
性別	
年齢	
住所	
電話番号	
保険種別	
保険番号	
処方内容	一般名で記載 【般】△△△錠 10mg 1錠 分1 就寝前 7日分
調剤薬局	
調剤薬局番号	
調剤薬局名	
調剤薬局住所	
調剤薬局電話番号	